監査報告書

令和6年1月1日から令和6年12月31日までの第2期事業年度の理事の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、代表理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び換算の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、代表理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

更に、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に関わる計算書類及び その附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示している ものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として、理事による理事会の不参加及び監督義務の放棄がみられ、善良な管理者の注意義務及び忠実義務に違反すると認めます。このことから、任務懈怠責任を追求され、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款に基づき、理事会の決議による処分等による改善を求めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

3. 追記情報

令和 6 年度監査方針で示した, 具体的な監査活動及び本年度の重点監査項目について監査を行いました。

(1) 具体的な監査活動

- ①業務運営の適法性および企業集団としての企業行動規範の遵守状況 業務運営の適法性および企業集団としての企業行動規範の遵守状況について、法令 及び定款に従い運営していたことを認めます。
- ②理事会などによる経営判断の妥当性 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実

として、理事による理事会の不参加及び監督義務の放棄がみられ、善良な管理者の注意 義務及び忠実義務に違反すると認めます。このことから、任務懈怠責任を追求され、一 般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び定款に基づき、理事会の決議による処 分等による改善を求めます。

③内部統制システムの構築・運用状況

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として理事による理事会の不参加及び監督義務の放棄がみられ、善良な管理者の注意 義務及び忠実義務に違反すると認めます。第1期に引き続き、内部統制の脆弱性により、理事間での負担の格差及び運営の持続性について懸念が見られ、改善を求めます。 また、内部統制システムの構築・運用状況についても引き続き改善を求めます。

④企業の社会的責任の遂行とリスクマネジメントの状況

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実 として,理事による理事会の不参加及び監督義務の放棄がみられ,善良な管理者の注意 義務及び忠実義務に違反すると認めます。規則等を定め,改善を求めます。

(2) 本年度の重点監査項目

①会計規則等必要書類の形式策定・運用

計算書類及びその附属明細書は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点に おいて適正に表示しているものと認めますが、法人内で明文化された規則等は存在して いない為、策定の準備を進めていたが、第1期に引き続き達成できなかった。

②内部統制システム構築の確立

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として理事による理事会の不参加及び監督義務の放棄がみられ、善良な管理者の注意 義務及び忠実義務に違反すると認めます。その上で、改善を進めたことにより、組織図 の再編が行われました。第1期及び第2期では行うことが出来なかった内部システム 構築の確立に向けて、次事業年度では尽力したいと思います。

③自律的な組織運営の確立

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実として理事による理事会の不参加及び監督義務の放棄がみられ、善良な管理者の注意 義務及び忠実義務に違反すると認めます。この影響により、理事会の流会及び決議の先 延ばしなどが散見されました。また、代表理事への負担過多及び意思決定の独裁化に繋 がる状態となって居ました。処分等により、組織の健全化を図り、自律的な組織運営の 確立に向けて改善を求めます。

④独立ラボ等を含めた監査環境の構築

理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実 は認められません。監査計画等で示した通り、監事の監査範囲は法人本体を対象として おり、独立ラボの監査は、法人の監査の範疇で行うとしてきました。今後、独立ラボの 規模が拡大することを想定して、内部統制部門を置くことにより、内部監査及び内部統 制機能を拡大する等の検討が必要になると予想されます。事業規模に合わせて整備を進 めて行く必要があります。

令和7年3月27日

監事 fervojisto/髙橋 海渚